愛知ＤＷＡＴの近況報告について

１　愛知県災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ(※)）の概要

(※)Disaster Welfare Assistance Team

（１）設立経緯

・２０１３年度

大規模災害時における、市町村域を超える広域的な仕組みづくりに向け、県庁内で課題の洗い出しを行った。

・２０１４年度

市町村域を超える広域支援の仕組みづくりに向け、市町村や関係団体による検討会議（災害福祉広域支援体制整備検討会議）を設け対応策を検討し、災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）派遣体制の構築の必要性が合意された。

・２０１５年度

災害時の広域支援を推進するネットワーク組織である「愛知県災害福祉広域支援推進協議会」を設置し、協議の上、愛知県災害派遣福祉チーム（愛知ＤＣＡＴ）の派遣体制を整えた。

・２０２３年度

令和６年能登半島地震を受け、石川県金沢市、志賀町へ初派遣（実績：10チーム、37 人）

・２０２４年度

厚生労働省及び殆どの都道府県において、災害派遣チームの略称に「ＤＷＡＴ」を用いており、派遣時において活動の支障が生じたことを踏まえ、「ＤＣＡＴ」から「ＤＷＡＴ」へ名称変更

（２）概要

目的	避難所、福祉避難所その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設等に派遣し、要配慮者を支援する。
事務局	愛知県社会福祉協議会（県からチーム養成・運用等を委託）
派遣について	原則、災害救助法が適用される災害であって、県内の市町村からの派遣要請があった場合、または、厚生労働省、被災都道府県から派遣要請があった場合に派遣
チーム編成	社会福祉施設等に所属する社会福祉士、介護福祉士等福祉の専門職（業務経験３年以上かつ、県実施の研修修了者）により構成される 4～6 名のチーム

資料２

チーム活動期間	災害の初期（発災後おおむね３日後から１か月） １チーム５日間程度
活動内容	避難者の福祉ニーズの把握と要配慮者のスクリーニング 要配慮者からの相談への対応、応急的な介護等の支援　等
チーム員登録数	204 施設 284 名（2026.8 末時点）
チーム員の養成、資質向上について	・チーム員の養成 　基礎研修 ・チーム員の資質向上について 　スキルアップ研修（登録済みのチーム員）、実地訓練、発展研修（スキルアップ研修修了者）

２　愛知県災害派遣福祉チーム（愛知ＤＷＡＴ）活動マニュアルの改訂について

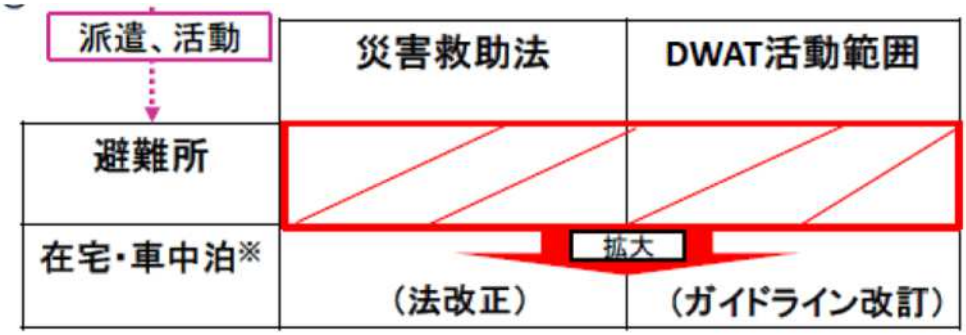
【目的】

愛知県災害派遣福祉チーム（愛知ＤＷＡＴ）の活動の指針として、チームの構成、派遣の手順、活動内容等をまとめたもの。

【改訂理由及び箇所】

災害救助法に、救助の種類として**「福祉サービスの提供」**が規定されたことによる改訂。

ＤＷＡＴの活動範囲が拡大　→　在宅・車中泊避難者への支援等を追加



【主な改定箇所】

旧	新
3．想定される活動場所 小中学校等の指定避難所での活動を想定しますが、被災状況に応じて福祉避難所等の要配慮者を受け入れる場所での活動も想定されます。	3．想定される活動場所 避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者に対する福祉支援を行う。 また、被災地の状況に応じて在宅及び自家用車並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者のもとへ派遣される場合があります。

その他の改定箇所は別添資料２－１

３　令和８年熊本地震における愛知ＤＷＡＴの動きについて

（１）令和８年熊本地震について

【発災日】令和８年７月２８日

【震源地】熊本県熊本地方（震源の深さは 16 ㎞）

【規模及び震度】マグニチュード 7.1　最大震度７（宇城市、氷川町）

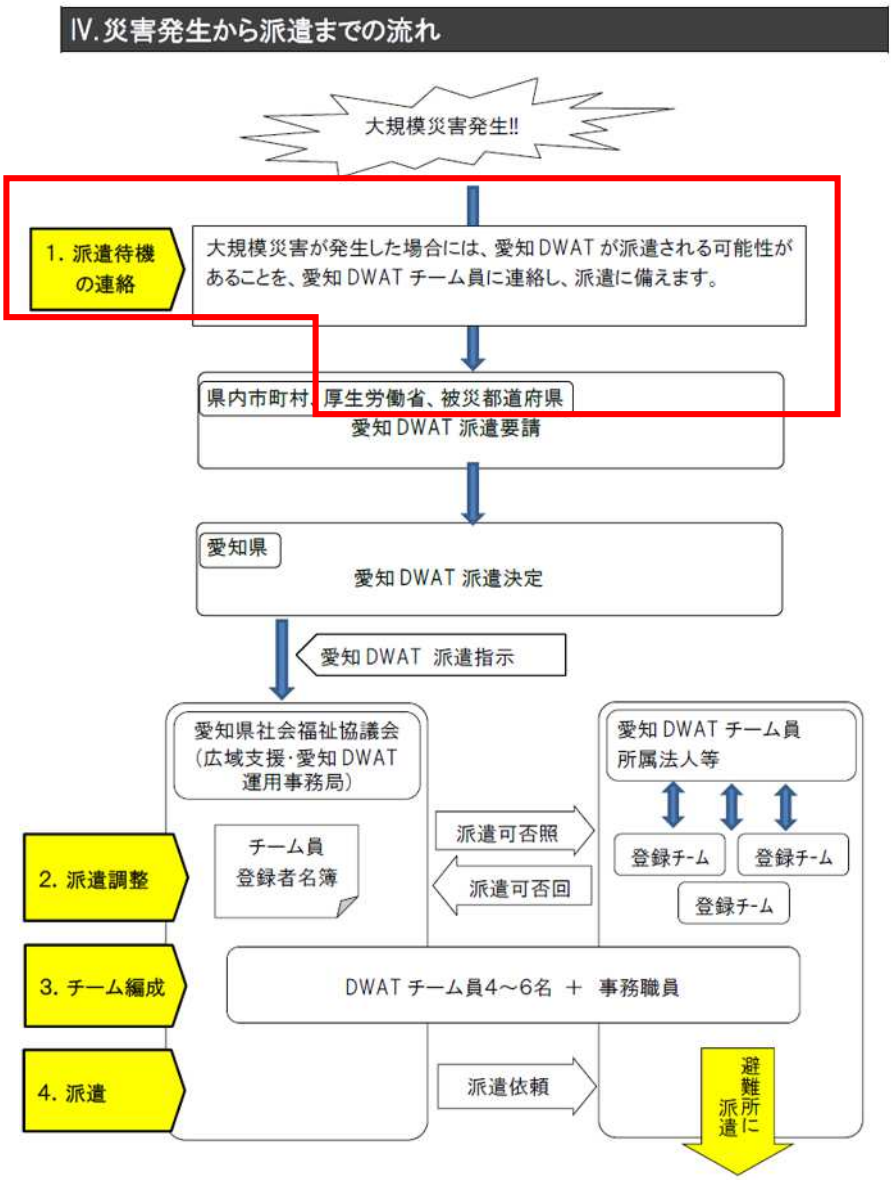
【被害】人的被害：死亡 38 人、重傷 51 人

住家被害：82,223 棟（全壊 2,585 棟、半壊 8,844 棟）（10.26 時点）

（２）愛知ＤＷＡＴの動きについて

県及びＤＷＡＴ運用事務局（県社協）においては、発災日から情報収集に努め、翌２９日の国からの派遣可能性の伝達を受けて、派遣体制を整えておりましたが、結果的には愛知県への派遣要請はなく、９月末に熊本県における広域支援受入は原則終了となった。別添資料２－２

（ＤＷＡＴマニュアルより抜粋）



（ＤＷＡＴマニュアルより抜粋）

1. 派遣待機の連絡

大規模災害が発生した場合には、愛知県は、県内市町村、厚生労働省、被災都道府県からの要請により愛知 DWAT を避難所に派遣します。

市町村からの派遣要請があったら迅速にチームが派遣できるよう、大規模な災害が発生したら、愛知 DWAT の派遣の可能性があることを愛知県からチーム員に連絡しますので、チーム員は派遣に備えます。

＜連絡体制＞

主体	内容	備考
愛知県 （地域福祉課） 連絡	・大規模な災害が発生し、愛知 DWAT の派遣の可能性があると判断した場合、チーム員へ派遣待機の連絡をすることを決める。 ・愛知県社会福祉協議会（広域支援・愛知 DWAT 運用事務局）に、チーム員に派遣待機の連絡をするよう指示する。	・メールで指示
愛知県社会福祉協議会 （広域支援・愛知 DWAT 運用事務局） 連絡	・地域福祉課からの連絡を受け、チーム員所属法人等に対し、大規模災害の発生により、避難所に愛知 DWAT を派遣する可能性があることを連絡する。	・メールで連絡
チーム員所属法人等 連絡	・愛知県社会福祉協議会からの連絡を受け、所属のチーム員に対し、大規模災害の発生により、避難所に愛知 DWAT を派遣する可能性があることを連絡する。 ・正式な愛知 DWAT の派遣要請に備え、所属のチーム員が派遣できるか、職員の勤務のシフト等を確認しておく。	・各所属で定める方法で連絡
チーム員	・所属からの連絡を受け、派遣に応じられる状況であるかを確認しておく。また、派遣に必要な物品等の準備をすすめる。	

４　ＤＷＡＴの法定化と今後の流れ

（１）法改正の概要

社会福祉法等の一部を改正する法律（2026.6.25 公布、順次施行）

厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域に派遣されて災害時における福祉サービスの提供を行う災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者を**災害時福祉業務従事者として登録**するものとする。

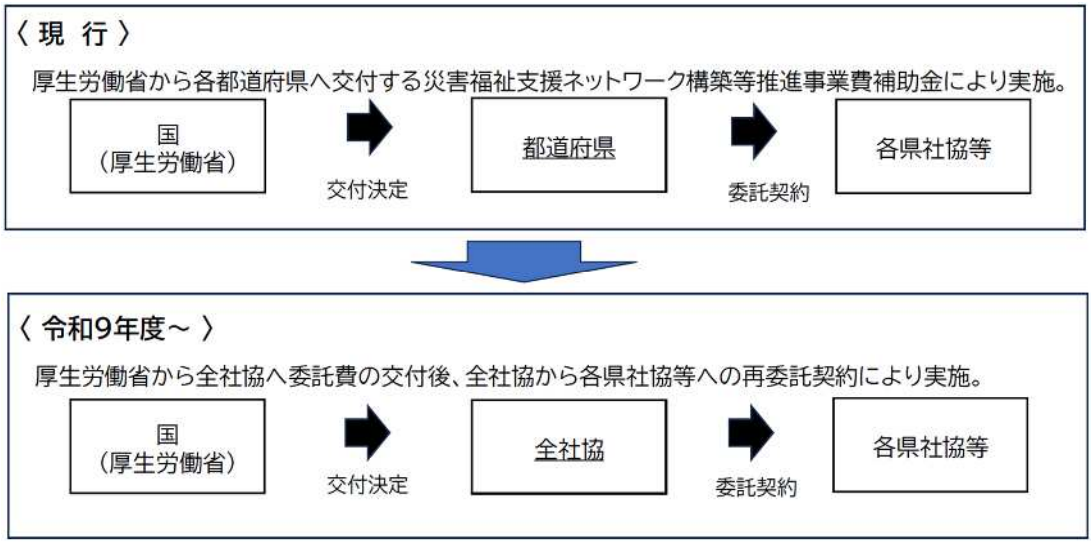
平時からの災害福祉支援体制を整備するため、現行のＤＷＡＴが、**「災害時福祉業務従事者」として法定化**され、この**登録事務を国が行う**とともに、**研修及び訓練の実施を国の義務**とすることとされた

都道府県知事は、災害が発生した場合であって必要があると認めるときは、災害時福祉業務従事者に対し、**災害時福祉業務に従事することを要請することができる**ものとされ、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する**研修及び訓練の機会の提供に努める**こと、とされた。

（２）ＤＷＡＴ登録研修のスキームの変更

＜現行＞
各都道府県において、**それぞれの登録研修**を実施。

＜令和９年度から＞
国（厚労省）において、**全国統一の登録研修**を実施。



（３）ＤＷＡＴ統合システムの整備

【概要】災害時の派遣調整・活動記録を効率化するため、全国共通の「ＤＷＡＴ統合システム」が整備予定。

機能	業務	場面	中央	NW事務局	チーム員	応援職員	協力法人
① 名簿管理（研修履歴管理含む）	名簿の管理・閲覧	平常時	●	●	–	–	–
	研修の企画・運営	平常時	●	●	–	–	–
	研修の受講	平常時	–	–	●	–	–
② 派遣調整	災害プロジェクトの起票・本部情報の設定	災害時	●	●	–	–	–
	活動場所・福祉施設等の登録	災害時	●	●	–	–	–
	派遣要請・可否回答	災害時	●	●	●	●	●
	チーム編成・活動場所の割当	災害時	●	●	–	–	–
③ 活動記録・集計	活動記録の作成	災害時	–	–	●	●	–
	対応実績の集計	災害時	●	●	–	–	–
	全国の対応状況の横断確認	災害時	●	△	–	–	–
共通	お知らせの発信・受信	平常時	発信	発信	受信	–	受信

※「中央」は、都道府県NW事務局ができることを、全国どの都道府県に対しても代わりに行えます。
※△＝自県（および関与県）の範囲内のみ確認可能。「災害時」の機能は、災害プロジェクトが起票され、その対応に関わる都道府県で利用できます。